

2019

西いぶり広域連合議会会議録

第2回臨時会

令和元年11月25日開会

令和元年11月25日閉会

西いぶり広域連合議会

令和元年第2回西いぶり広域連合議会臨時会審議日程

(会期1日間)

月 日	曜	会 議 区 分	会 議 時 間	会 議 内 容
1 1 . 2 5	月	本 会 議	1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 1 9	開会、会期の決定、議案の説明、質疑、 議案の議決、閉会

令和元年第2回西いぶり広域連合議会臨時会議決結果表

会期 令和元年11月25日（月）（1日）

番 号	件 名	提 出 年 月 日	付託委員会	議 決 結 果
			付託年月日	議決年月日
議案第 1 号	令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第3号）	1. 11. 25		原 案 可 決
				1. 11. 25
議案第 2 号	西いぶり広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件	1. 11. 25		原 案 可 決
				1. 11. 25
議案第 3 号	西いぶり広域連合職員定数条例及び西いぶり広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中一部改正の件	1. 11. 25		原 案 可 決
				1. 11. 25
その他会議に付した事件	会期の決定			決 定
				1. 11. 25

目 次

第1号（令和元年11月25日）

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
説明員	1
事務局出席職員	1
開会宣告	1
諸般の報告	1
○佐賀議会議務局長	1
日程第1 会議録署名議員の指名（山田 秀人議員、大高 一敏議員）	2
日程第2 会期の決定（11月25日 1日）	2
日程第3 議案第1号～議案第3号（議案説明）	2
○小泉事務管理者	2
○小久保 重孝議員	3
○佐藤事務局長	3
○小久保 重孝議員	4
○佐藤事務局長	4
○小久保 重孝議員	5
○佐藤事務局長	5
閉会宣告	6

令和元年 1 1 月 2 5 日（月曜日）

第 1 号

令和元年 第2回臨時会

西いぶり広域連合議会会議録 第1号

令和元年 11月25日（月曜日）

午後 2時00分 開会

午後 2時19分 閉会

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号～議案第3号

広域連合長	青山 剛
副広域連合長	小笠原 春一
副広域連合長	村井 洋一
副広域連合長	田鍋 敏也
事務管理者	小泉 賢一
代表監査委員	松岡 喜代孝
事務局 局長	佐藤 学
総務課 課長	田所 和久
総務課 主幹	藤谷 大生
総務課 主幹	稲場 英憲
総務課 主幹	工藤 隆司

○会議に付した事件

- 1 諸般の報告
2 日程第1
3 日程第2
4 日程第3
5 委員会付託省略

○出席議員（15名）

議長	15番	小田中 稔
副議長	14番	小久保 重孝
	1番	板垣 正人
	2番	五十嵐 篤雄
	3番	森 太郎
	4番	真鍋 盛男
	5番	山田 秀人
	6番	大高 一敏
	7番	我妻 静夫
	8番	砂田 尚子
	9番	羽立 秀光
	10番	杉尾 直樹
	11番	小栗 義朗
	12番	阿戸 孝之
	13番	阿部 正明

○事務局出席職員

事務局 局長	佐賀 孝志
議事課 課長	岩間 光城
議事係 課長	山下 盛弘
書記	佐藤 俊文
書記	佐藤 友泰

午後 2時00分 開会

○議長（小田中 稔） ただいまから、令和元年第2回西いぶり広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をさせます。

佐賀事務局長

○議会事務局長（佐賀 孝志） 御報告申し上げます。

今回提案されております案件は、広域連合長

○説明員

提案にかかわるもの3件でございます。

次に、地方自治法の規定に基づき、監査委員からお手元に配付のとおり報告がございました。

次に、議案説明のため、広域連合長ほか関係役職員の出席を求めています。

以上でございます。

諸 般 の 報 告

- 1 地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件
例月現金出納検査結果報告について
（一般会計 令和元年7月分、8月分）
上記のとおり報告します。

令和元年11月25日

西いぶり広域連合議会
議長 小田中 稔

○議長（小田中 稔） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、山田 秀人議員並びに大高 一敏議員を指名いたします。

○議長（小田中 稔） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） 異議なしと認めますので、会期は1日と決定いたしました。

○議長（小田中 稔） 次は、日程第3 議案第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第3号）外2件を一括議題といたします。

議案第1号 令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第3号）

議案第2号 西いぶり広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件

議案第3号 西いぶり広域連合職員定数条例及び西いぶり広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中一部改正の件

○議長（小田中 稔） 提出者の説明を求めます。

小泉事務管理者

○事務管理者（小泉 賢一） ただいま議題となりました議案3件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第3号）でございます。

このたびの補正は債務負担行為を設定するものでございまして、1ページ下段の第1表にございますが、西胆振地域廃棄物広域処理施設の老朽化対策業務委託について、令和2年度に4億2,000万円の限度額を設定するものでございます。

次に、議案第2号西いぶり広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件についてでございます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものでございます。

なお、実施時期につきましては、令和2年4月1日から施行してまいりたいと存じます。

次に、議案第3号西いぶり広域連合職員定数条例及び西いぶり広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中一部改正の件についてでございます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例について会計年度任用職員に関する規定の整備を行うものでございます。

なお、実施時期につきましては、令和2年4

月1日から施行してまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小田中 稔） 質疑を行います。

初めに、議案第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） それでは、まず債務負担行為の関係で、令和2年度については4.2億円ということでございますが、この数字は3カ年でございますから、3カ年で12.6億円ということで大変多額に上るということでございます。総務常任委員会でも御説明いただいている部分もございますけれども、改めてこの老朽化対策、3年で12.6億円の中身について伺いたいと思います。また、たしか当初はもっと多額な数字が出ていて、それを精査した上での12.6億円だというふうに聞いております。どのような精査があったのか、もう少し詳しくお伝えいただきたいと思います。

それから、優先順位についても、当然その精査の中で優先順位がつけられたのだらうというふうに思っておりますので、それについても御説明いただきたい。

それと、日常的な補修の見落とし、見逃しというのは、そういったものもどのように確認をするのか、それについても伺いをしておきたいと思います。

まず1回目の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（小田中 稔） 答弁を求めます。

佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） まず最初に、老朽化対策の内容でございますけれども、これまで西胆振環境が保守を担当してきた一般機器設備と呼ばれる設備のうち、施設を制御する計装、電

気設備、スラグコンベヤーなどのコンベヤー類、あとプラント用水ポンプなどのポンプ類、そのほかごみクレーンなど、合わせて73の機器について3年間で更新またはオーバーホールを行う計画でございます。

続きまして、老朽化対策の精査の方法でございますけれども、当初、西胆振環境と三井造船から対策の必要な老朽機器の一覧が提出されまして、西胆振環境が保守を行っている一般機器設備が13.5億円、三井造船が保守を行っているメイン設備が1.1億円、機器分の合計が14.6億円、これに諸経費や消費税を加えますと総額約17.5億円でございました。そのうち、90%以上の機器が西胆振環境の担当分でございますため、西胆振環境担当分の全ての機器について、補修の内容と必要性を書面で提出してもらいまして、廃棄物のコンサルタントにも妥当性を確認していただいたところでございます。

優先順位の考え方でございますが、三井造船保守分のメイン設備につきましては、これまで十分な費用をかけて補修してきているため、今回の対象から外したところでございます。西胆振環境保守分の一般機器分につきましては、一覧の機器の優先度を優先度1～3として分類をしていただき、機器の故障が施設の停止につながるものは優先度1、停止に至らないものは2と3に分類を行い、2と3は故障のときに補修が可能でございますから、優先度1のみを対象とすることとしたところでございます。

また、優先度1の機器のリスクレベルの評価をするため、4つの視点から評価を行いまして、視点の1つ目としまして、平成28年度に行いました新設と長寿命化の比較検討において、廃棄物コンサルタントの設備健全度評価、2つ目として、機器の納期、3つ目として、機器の故障による施設停止が2系統とも停止に至るか、片系統のみの停止か、不燃粗大施設の停止か、4つ目として、日常的な点検による現状での評

価を行い、それぞれリスクレベルを4段階とし、リスクの高いものを4点とし、順に3、2、1と評価を行い、4つの視点の合計点数が16点で満点、点数が高いほどリスクレベルが高いと評価したところでございます。これによりまして、73の機器のうち、約半数が100点満点に換算しますと70点以上でございまして、今回の補修を計画している機器についてはリスクレベルが高いものと考えたところでございます。

続きまして、補修に関する通常の漏れというところでございますけれども、日常的に保守を行い、この設備を最も熟知しております西胆振環境が作成した計画であること、広域連合と西胆振環境において、必要性やリスクレベルの評価などについて、長期間にわたり何度も協議を重ねた内容でございまして、基本的な漏れはないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） 内容はわかりました。機器の故障が施設の停止につながるものは優先度1ということで、そのことをまず優先して進めていくということの中で、さらに16点という満点の中での評価をつけて進めるのだということ、また廃棄物のコンサルタントが入って確認をいただいているという点もわかりました。

それで次は、これから起こり得ることについて、予算化するということは停止することを恐れて、ある面、高上がりになってしまうのではないかとちょっとおそれがあります。先ほどのお話ですと、優先度1ですから、停止してしまったら市民生活に多大な影響があるということですから、事前にそれを措置しておくことは、備えを常にという点ではありなのですが、もし少しでも、事前整備をしていくというのではなくて、発生主義的に補修するということは考えの中に入っていないのか、そういう

ことはできないのか、それをお伺いしたい。それから、停止するリスクというものとは実際にどんなことがあるのか、そのリスクに対する数字があるとしたら、その数字を述べていただきたいと思います。

さらに、老朽化対策を行うとのことですが、作業日数についてはどのような日数を要するものなのか、お伺いしておきたいと思います。

あともう一点は、けさというか午前中、御報告を一部いただきましたが、現施設のふぐあい一部機能が停止しているというふう聞いております。この内容について簡単に御報告をいただいて、そのことが市民生活、サービスに影響はないのか、その辺についても御説明いただきたいと思います。

○議長（小田中 稔） 佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） まず、施設がとまることを恐れてということで、事後保全の対応ということでございますけれども、故障しても施設がとまらないものは事後保全でよいと考えておりまして、今回の対象からは除外しているところでございます。突発的に故障しまして、施設がとまった場合につきましては、今回計画している73の機器のうち、90%以上の機器で納期が6カ月以上であり、速やかに発注したとしても、最低その期間は施設がとまることが想定されるところでございます。その場合、近隣施設での全量受け入れは難しいため、広域連合の最終処分場への仮埋めが必要となりまして、最終処分場には1年間に埋める量のごみが約1カ月で搬入されると見込まれておりまして、6カ月停止した場合、機器の補修費用のほかに6.9億円程度の費用が発生すると試算しております。

施設が停止するリスクにつきましては、平成30年3月に、メルタワーと同じ方式の設備が故障しまして約9カ月間停止した豊橋市の事例でございますけれども、市が非常事態宣言を

出しまして、市民に対してごみの排出抑制の協力を求めるなど、住民生活への影響も長期間かつ大きなものになったことを考えますと、住民生活への影響や補修以外に多額の費用が見込まれることを考慮し、故障が施設の停止につながるリスクの高い機器については、事前に補修を行うべきであると考えているところでございます。

老朽化対策に必要な日数でございますけれども、工事は定期修理期間中に行うことを想定しているところでございます。しかしながら、年間の定期修理に使える日数というのは、搬入されるごみ量によって決まるため、老朽化対策を行うために施設の停止日数をふやすことは難しいところでございます。限られた日程の中で補修作業をふやすためには、定期的な保守作業を行う業者と老朽化対策を行う業者が同時期に入る必要がございますため、それに伴い、工事動線や作業計画などの工夫が必要になると考えてございます。

続きまして、昨日起きました施設の故障ということで簡単に御説明させていただきます。昨日、日曜日の午後0時40分ごろ、燃やせるごみの破砕機が故障いたしましたして、復旧の見込みは12月上旬ということで、ごみの再投入を予定しているところでございます。

現在、定期修理中でございますので、2炉停止しているという状況でございますけれども、まず可燃ごみの状況でございますが、可燃ごみについてはピットの空き容量がございますので、機器の復旧までの間についても、通常どおりの受け入れを行うという予定でございます。不燃粗大ごみにつきましては、メルタワーに搬入された後に破砕して、可燃ごみとして処理を行っているところでございますが、機器の復旧後も可燃ごみの処理を優先的にするために、当分の間処理することが難しくなっております。そのため、大量に持ち込みをされた場合とかは、

神代町の西いぶり広域連合最終処分場に搬入していただき、仮埋め処分をしたいと考えてございますので、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみとも、今のところ市民への影響はないと考えております。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） 小久保 重孝議員

○14番（小久保 重孝） わかりました。これで3回目ですので最後にしますが、今の最後の報告については理解をいたしましたので、市民生活には影響がないということでございますが、いずれにしても原因をしっかりと確認いただいて、そういったところで、今後も今回の老朽化対策が功を奏してくれればいいのですが、やっぱり突然停止をして、先ほどの他市の事例のように大変な影響になってしまっただけというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

さらに、この老朽化対策について、今私たちは新中間処理施設も計画をして進めようとしております。老朽化対策はそのまま私たち構成自治体の負担になっていくということで考えると、できるだけそういう対策に余りお金をかけないで済むようにしてもらいたいと思っているのですが、実際に老朽化対策はどこかの時点、例えば10年や15年後には当然出てくるわけで、そのことをやっぱり想定しなければならないのかということと、またさらに突然の費用負担が出ないという点で計画というものを今立てているわけですが、そういったものについてどのようなお考えでいるのかお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（小田中 稔） 佐藤事務局長

○事務局長（佐藤 学） 初めに、新中間処理施設での老朽化対策の必要性ということでございますけれども、ごみ処理施設の機器につきましては、運転環境が苛酷なこともございまして、一般的には10年～15年に1回、大規模な改

修工事が行われているということから、新施設においても同様と考えているところでございます。メルトタワーでは、これまでそのような工事を行っておらず、今回必要となっているところでございますが、新施設においては、計画的に老朽化対策を行うことが望ましいと考えてございます。

次に、新施設の費用負担についてでございますけれども、新施設ではモニタリングの強化の検討をしております。運営事業者によるセルフモニタリングのほか、広域連合側でも廃棄物コンサルタントや全国都市清掃会議などの専門家の知見を活用したモニタリングを行うことにより、施設及び機器の状態、財務状況を継続的に把握することになり、計画的な老朽化対策などが可能になると考えてございます。今後、要求水準書、また契約書等々をまとめていく中で、廃棄物コンサルタントの知見などを活用しながら、最終的な方法をまとめていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（小田中 稔） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） ないので、以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号西いぶり広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） ないので、以上で議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号西いぶり広域連合職員定数条例及び西いぶり広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中一部改正の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） ないので、以上で議案第3号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田中 稔） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長（小田中 稔） 以上で、今臨時会に提案されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第2回西いぶり広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時19分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 小田中 稔

署名議員 山 田 秀 人

署名議員 大 高 一 敏